

千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程

昭和36年12月4日
公安委員会規程第4号

[沿革]	昭和37年12月公安委員会規程第6号	昭和39年7月公安委員会規程第1号
	昭和40年11月公安委員会規程第3号	昭和41年8月公安委員会規程第2号
	昭和41年12月公安委員会規程第3号	昭和42年11月公安委員会規程第1号
	昭和47年4月公安委員会規程第1号	昭和48年4月公安委員会規程第1号
	昭和48年8月公安委員会規程第4号	昭和48年12月公安委員会規程第6号
	昭和49年4月公安委員会規程第2号	昭和50年3月公安委員会規程第1号
	昭和53年11月公安委員会規程第7号	昭和55年12月公安委員会規程第2号
	昭和56年3月公安委員会規程第2号	昭和58年1月公安委員会規程第1号
	昭和60年2月公安委員会規程第1号	昭和60年4月公安委員会規程第2号
	昭和62年3月公安委員会規程第1号	昭和63年9月公安委員会規程第1号
	平成2年8月公安委員会規程第1号	平成2年12月公安委員会規程第2号
	平成3年8月公安委員会規程第1号	平成4年2月公安委員会規程第2号
	平成5年8月公安委員会規程第1号	平成6年5月公安委員会規程第1号
	平成6年6月公安委員会規程第2号	平成6年10月公安委員会規程第3号
	平成7年10月公安委員会規程第1号	平成8年1月公安委員会規程第1号
	平成8年1月公安委員会規程第3号	平成10年3月公安委員会規程第2号
	平成11年3月公安委員会規程第1号	平成12年11月公安委員会規程第1号
	平成12年12月公安委員会規程第2号	平成14年2月公安委員会規程第1号
	平成14年3月公安委員会規程第3号	平成14年6月公安委員会規程第6号
	平成14年12月公安委員会規程第7号	平成15年11月公安委員会規程第2号
	平成16年7月公安委員会規程第21号	平成16年10月公安委員会規程第1号
	平成17年4月公安委員会規程第2号	平成17年5月公安委員会規程第3号
	平成17年7月公安委員会規程第5号	平成17年8月公安委員会規程第6号
	平成18年6月公安委員会規程第4号	平成18年8月公安委員会規程第6号
	平成19年6月公安委員会規程第5号	平成19年11月公安委員会規程第7号
	平成20年4月公安委員会規程第1号	平成20年7月公安委員会規程第2号
	平成20年8月公安委員会規程第3号	平成20年11月公安委員会規程第4号
	平成20年11月公安委員会規程第5号	平成21年6月公安委員会規程第2号
	平成22年9月公安委員会規程第3号	平成23年6月公安委員会規程第2号
	平成23年8月公安委員会規程第4号	平成24年10月公安委員会規程第2号
	平成24年10月公安委員会規程第3号	平成24年12月公安委員会規程第4号
	平成26年3月公安委員会規程第1号	平成26年5月公安委員会規程第3号
	平成28年3月公安委員会規程第2号	平成28年6月公安委員会規程第3号
	平成28年11月公安委員会規程第6号	平成29年6月公安委員会規程第1号

千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程を次のように定める。

千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は条例に基づく千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の一部を千葉県警察本部長（以下「本部長」という。）に処理させるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長の事務処理)

第2条 本部長は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、インターネット異性

紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年千葉県条例第31号）、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成16年千葉県条例第4号）、千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年千葉県条例第49号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）、多衆行進又は集団運動に関する条例（昭和24年千葉県条例第60号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び遺失物法（平成18年法律第73号）その他関係法令（警察法（昭和29年法律第162号）を除く。）に基づく公安委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを除き、公安委員会の名において、その事務を処理することができる。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する不許可
- (1の2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の相続の申請に対する不承認
- (1の3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第2項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の法人の合併の申請に対する不承認
- (1の4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第2項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の法人の分割の申請に対する不承認
- (1の5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (1の6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可の取消し
- (1の7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消し又は風俗営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (1の8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消し又は風俗営業の停止命令
- (1の9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第2項の規定による飲食店営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (1の10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第2項の規定による飲食店営業の停止命令
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）又は同条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令又は同条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
- (2の3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第30条第3項の規定による浴場業営業、興行場営業又は旅館業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第30条第3項の規定による浴場業営業、興行場営業又は旅館業の停止命令
- (2の5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条第2項又は第3項の規定による標章の除去の申請に対する不承認
- (2の6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の5第1項の規定による無店

- 舗型性風俗特殊営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）又は同条第2項の規定による受付所営業の廃止命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の5第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止命令又は同条第2項の規定による受付所営業の廃止命令
- (2の8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の5第3項の規定による標章の除去の申請に対する不承認
- (2の9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第2項第2号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）又は同条第2項第3号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う受付所営業の廃止命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第2項第2号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う無店舗型性風俗特殊営業の停止命令又は同条第2項第3号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う受付所営業の廃止命令
- (2の11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第3項の規定による標章の除去の申請に対する不承認
- (2の12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の9第2項の規定による自動公衆送信装置設置者に対する勧告
- (2の13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）又は同条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止命令又は同条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
- (2の15) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の16第2項又は第3項の規定による標章の除去の申請に対する不承認
- (2の16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の20の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の20の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
- (2の18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第2項第2号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の19) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第2項第2号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
- (2の20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は特定遊興飲食店営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の21) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は特定遊興飲食店営業の停止命令
- (2の22) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第34条第2項の規定による飲食店営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の23) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第34条第2項の規定による飲食店営業の停止命令
- (2の24) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の規定による興行場営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の25) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の規定による興行場営業の停止命令
- (2の26) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止命令（30日を超えるものに限る。）に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の27) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止命令

- (2の28) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第2項の規定による接客業務受託営業の停止命令(30日を超えるものに限る。)又は同条第4項第2号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う接客業務受託営業の停止命令(30日を超えるものに限る。)に係る聴聞の主宰者の指名
- (2の29) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第2項の規定による接客業務受託営業の停止命令又は同条第4項第2号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行う接客業務受託営業の停止命令
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第1項の規定による風俗環境浄化協会の指定若しくは不指定又は同条第3項の規定による風俗環境浄化協会に対する改善命令
- (3の2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第4項の規定による風俗環境浄化協会の指定の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (3の3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第4項の規定による風俗環境浄化協会の指定の取消し
- (3の4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年千葉県条例第31号)第3条の規定による告示
- (4の2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第6条第1項第2号又は第2項の規定による告示
- (4の3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第15条の5第1号の規定による告示
- (5) 古物営業法第4条の規定による古物営業の許可の申請に対する不許可
- (5の2) 古物営業法第6条の規定による古物営業の許可の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (5の3) 古物営業法第6条の規定による古物営業の許可の取消し
- (5の4) 古物営業法第24条の規定による古物営業の許可の取消し又は古物営業の停止命令(30日を超えるものに限る。)に係る聴聞の主宰者の指名
- (5の5) 古物営業法第24条の規定による古物営業の許可の取消し又は古物営業の停止命令
- (6) 質屋営業法第3条第1項の規定による質屋営業の許可の申請に対する不許可
- (6の2) 質屋営業法第4条第1項の規定による質屋の営業内容の変更の許可の申請に対する不許可
- (6の3) 質屋営業法第7条第2項の規定による告示
- (6の4) 質屋営業法第25条の規定による質屋の許可の取消し又は質屋営業の停止命令(30日を超えるものに限る。)に係る聴聞の主宰者の氏名
- (6の5) 質屋営業法第25条の規定による質屋の許可の取消し又は質屋営業の停止命令
- (7) 警備業法第5条第3項の規定による警備業の認定の申請に対する不認定
- (7の2) 警備業法第7条第3項の規定による警備業の認定証の有効期間の更新の申請に対する不認定
- (7の3) 警備業法第8条の規定による警備業の認定の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (7の4) 警備業法第8条の規定による警備業の認定の取消し
- (7の5) 警備業法第22条第4項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の不交付
- (7の6) 警備業法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (7の7) 警備業法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
- (7の8) 警備業法第23条第5項の規定による合格証明書の不交付
- (7の9) 警備業法第23条第5項の規定による合格証明書の返納命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (7の10) 警備業法第23条第5項の規定による合格証明書の返納命令
- (7の11) 警備業法第42条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の不交付
- (7の12) 警備業法第42条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (7の13) 警備業法第42条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納命令
- (7の14) 警備業法第49条第1項の規定による警備業の停止命令(30日を超えるものに限る。)又

- は同条第2項の規定による警備業の廃止命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (7の15) 警備業法第49条第1項の規定による警備業の停止命令又は同条第2項の規定による警備業の廃止命令
 - (7の16) 警備業法第51条の規定による医師の指定
 - (8) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表5の項上欄の規定による交通誘導警備業務の必要性の認定
 - (9)から(10の8)まで 削除
 - (10の9) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項の規定による指定
 - (10の10) 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第9条の規定による指定の取消
 - (10の11) 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第97号）附則第3項の規定による市町村の区域の指定
 - (11) 火薬類取締法第50条の2第1項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費の許可の申請に対する不許可
 - (11の2) 火薬類取締法第50条の2第1項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け又は消費の許可の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
 - (11の3) 火薬類取締法第50条の2第1項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け又は消費の許可の取消し
 - (12) 火薬類取締法第52条第4項の規定による千葉県知事（同法第11条第3項及び第14条第2項の規定による処分湖沼河川にあるけい留船に係るものにあつては、地方運輸局長）に対する要請
 - (13) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第2項の規定による銃砲若しくは刀剣類の所持の許可の条件の付与又は変更
 - (13の2) 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する不許可
 - (13の3) 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に対する不許可
 - (13の4) 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第4項の規定による事務の委託
 - (13の5) 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書の規定による技能検定の申請に対する却下
 - (13の6) 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する不許可
 - (13の7) 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する不許可
 - (14) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項の規定による指定射撃場の指定の申請に対する指定又は不指定
 - (14の2) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第2項の規定による指定射撃場の指定の解除に係る聴聞の主宰者の指名
 - (14の3) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第2項の規定による指定射撃場の指定の解除
 - (14の4) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定による射撃指導員の指定の申請に対する不指定
 - (14の5) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項の規定による射撃指導員の指定の解除に係る聴聞の主宰者の指名
 - (14の6) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項の規定による射撃指導員の指定の解除
 - (14の7) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項の規定による教習射撃場の指定の申請に対する指定又は不指定
 - (14の8) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項の規定による教習射撃指導員の解任命令に係る聴聞の主宰者の指名
 - (14の9) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項の規定による教習射撃指導員の解任命令
 - (14の10) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定による教習資格の申請に対する不認定

- (14の11) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第3項の規定による教習資格の認定の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (14の12) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第3項の規定による教習資格の認定の取消し
- (14の13) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項の規定による教習用備付け銃の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上の措置命令
- (14の14) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項の規定による教習射撃場の指定の解除又は教習修了証明書の交付の禁止に係る聴聞の主宰者の指名
- (14の15) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項の規定による教習射撃場の指定の解除又は教習修了証明書の交付の禁止
- (14の16) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第2項の規定による教習射撃場の指定の解除に係る聴聞の主宰者の指名
- (14の17) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第2項の規定による教習射撃場の指定の解除
- (14の18) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第3項の規定による教習用備付け銃の提出命令
- (14の19) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定による練習射撃場の指定の申請に対する指定又は不指定
- (14の20) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定による練習射撃指導員の解任命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (14の21) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定による練習射撃指導員の解任命令
- (14の22) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による練習資格の申請に対する不認定
- (14の23) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第3項の規定による練習資格の認定の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (14の24) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第3項の規定による練習資格の認定の取消し
- (14の25) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項の規定による練習用備付け銃の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上の措置命令
- (14の26) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定の解除に係る聴聞の主宰者の指名
- (14の27) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定の解除
- (14の28) 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第2項の規定による練習用備付け銃の提出命令
- (14の29) 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第2項の規定による委託を受けて保管する猟銃又は空気銃の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上の措置命令
- (14の30) 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第3項の規定による猟銃等保管業務の廃止命令又は停止命令
- (15) 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第5項までの規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (15の2) 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第5項までの規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消し
- (16) 銃砲刀剣類所持等取締法第26条第1項の規定による銃砲又は刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止若しくは制限又は同条第3項の規定による千葉県議会の承認
- (16の2) 銃砲刀剣類所持等取締法第27条第1項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令
- (17) 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の3の規定による警察官、海上保安官のけん銃等、けん銃部品又はけん銃実包の譲受け等の許可（緊急を要しないものに限る。）
- (17の2)から(19の29)まで 削除
- (19の30)及び(19の31) 削除
- (19の31の2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第1項の規定によるインターネット異性紹介事業の停止命令又は同条第2項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止命令
- (19の31の3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項第2号の規定による処分移送通知を受けた公安委員会が行うインターネット異性紹介事業の停止命令
- (19の32) 探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定による探偵業の停止命令（30日

- を超えるものに限る。)又は同条第2項の規定による探偵業の廃止命令に係る聴聞の主宰者の指名
- (19の33) 探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定による探偵業の停止命令又は同条第2項の規定による探偵業の廃止命令
 - (19の34) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第7条第7項の規定による再発防止命令に係る聴聞の主宰者の指名
 - (19の35) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第7条第7項の規定による再発防止命令
 - (19の36) 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(平成16年千葉県条例第4号)第25条第2項の規定による指定の申請に対する指定
 - (19の37) 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(平成16年千葉県条例第4号)第25条第2項の規定による指定の申請に対する不指定
 - (19の38) 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(平成16年千葉県条例第4号)第25条第6項の規定による指定の取消し
 - (19の39) 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(平成16年千葉県条例第4号)第25条第6項の規定による指定の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
 - (19の40) 千葉県風俗案内業の規制に関する条例第9条第1項の規定による風俗案内業の停止命令(30日を超えるものに限る。)又は同条第2項の規定による風俗案内業の廃止命令に係る聴聞の主宰者の指名
 - (19の41) 千葉県風俗案内業の規制に関する条例第9条第1項の規定による風俗案内業の停止命令又は同条第2項の規定による風俗案内業の廃止命令
 - (20) 道路交通法第4条第1項の規定による信号機の設置及び最高速度の指定のうち高速自動車国道、自動車専用道路その他の道路に係る重要なもの
 - (20の2) 道路交通法第51条の2第1項の規定による車輪止め装置取付け区間の指定
 - (20の3) 道路交通法第51条の10の規定による登録の取消し
 - (20の4) 道路交通法第51条の13第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納
 - (21) 道路交通法第75条第4項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第10条第1項に規定する聴聞のうち、処分事由の認定に重大な争点のあるもの若しくは運送事業又は官公署に係る聴聞の主宰者の指名
 - (21の2) 道路交通法第75条第2項、第75条の2第1項及び第3項の規定による自動車の使用制限、同法第75条の2第2項及び第3項の規定による車両の使用制限及び自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定による自動車の運行供用制限のうち、処分事由の認定に関し重大な争点のあるもの並びに運送事業及び官公署に係るもの
 - (22) 道路交通法第90条第1項及び第2項の規定による免許の拒否
 - (23) 道路交通法第90条第5項の規定による免許の取消し
 - (24) 道路交通法第99条第1項の規定による自動車教習所の指定
 - (25) 道路交通法第100条第1項及び第2項の規定による指定自動車教習所の指定の取消し及び処分
 - (26) 道路交通法第97条の3第1項の規定による運転免許試験の合格の決定の取消し
 - (27) 道路交通法第103条第1項及び第2項の規定による免許の取消し
 - (28) 道路交通法第103条第4項の規定による免許の取消し
 - (29) 道路交通法第104条の2の2第2項の規定による免許の取消し
 - (29の2) 道路交通法第104条の2の3第3項の規定による免許の取消し
 - (30) 道路交通法第107条の5の規定による90日以上運転の禁止
 - (30の2) 道路交通法第108条第1項の規定による免許関係事務の資格認定
 - (30の3) 道路交通法第108条の2第3項の規定による講習業務の資格認定
 - (31) 道路交通法第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定
 - (31の2) 道路交通法第108条の11第1項及び第2項の規定による指定講習機関の指定の取消し
 - (31の3) 道路交通法第108条の29第5項の規定による地域交通安全活動推進委員の解嘱
 - (32) 道路交通法第108条の31第1項の規定による交通安全活動推進センターの指定

- (32の2) 道路交通法第108条の31第3項の規定による交通安全活動推進センターに対する改善命令
- (32の3) 道路交通法第108条の31第4項の規定による交通安全活動推進センターの指定の取消し
- (32の4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第3項の規定による自動車運転代行業の認定の拒否
- (32の5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定による自動車運転代行業の認定の取消しに係る聴聞の主宰者の指名
- (32の6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定による自動車運転代行業の認定の取消し
- (32の7) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による自動車運転代行業の停止の命令
- (32の8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による自動車運転代行業の廃止の命令
- (33) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第11条第1項の規定による裁定
- (34) 削除
- (35) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第13条第3項の規定による申請の却下
 - (35の2) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項の規定による犯罪被害者等早期援助団体の指定
 - (35の3) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第5項の規定による犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令
 - (35の4) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第6項の規定による犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し
 - (35の4の2) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第7条第1項の規定による裁定
 - (35の4の3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第8条第3項の規定による申請の却下
 - (35の4の4) 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律第11条第1項の規定による裁定
 - (35の4の5) 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律第13条第3項の規定による申請の却下
 - (35の5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条又は第4条の規定による指定
 - (35の6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第30条の8第1項の規定による指定及び警戒区域の決定
 - (35の7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第30条の8第2項の規定による期限の延長
 - (35の8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第30条の8第3項の規定による警戒区域の変更
 - (35の9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条第1項（第15条の2第8項、同条第9項、第30条の8第4項及び同条第5項において準用する場合を含む。）、第34条第1項又は第35条第3項若しくは同条第4項の規定による意見聴取の実施の決定
 - (35の10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第6条第1項又は第8条第4項の規定による確認の請求の決定
 - (35の11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第6条第4項又は第8条第5項の規定による確認の通知の受理（指定の要件に該当しない旨の確認の場合に限る。）
 - (35の12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第8条第2項、第15条の4第1項又は第30条の12第1項の規定による指定の取消し
 - (35の13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第11条第2項、第12条第1項、第12条の2、第12条の4第1項、第12条の6第2項、第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第18条第2項若しくは第3項、第19条、第22条第2項、第23条、第26条第2項、第27条、第30条の4、第30条の5第1項、第30条の7第2項から第4項まで、第30条の10第2項又

は第30条の11第1項の規定による命令

- (35の14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第30条の11第2項の規定による期限の延長
- (35の15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項の規定による指定及び同条第6項の規定による指定の取消し
- (35の16) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の6第1項の規定による意見を付しての申請書の送付
- (35の17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の規定による暴力追放運動推進センターへの責任者講習の委託
- (35の18) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）第2条第2項の規定による意見聴取の主宰者の決定
- (35の19) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第8条の規定による忌避の申出についての措置
- (35の20) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第25条の規定による意見聴取状況の報告受理
- (35の21) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第40条第1項の規定による意見聴取の再開
- (35の22) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定による指示
- (35の23) 千葉県暴力団排除条例第26条の規定による勧告
- (35の24) 千葉県暴力団排除条例第27条の規定による公表
- (35の25) 千葉県暴力団排除条例第28条の規定による意見を述べる機会の付与の決定
- (36) 多衆行進又は集団運動に関する条例第7条の規定による条件の付与のうち重要又は特異なもの
- (37) 個人情報の保護に関する法律第32条の規定による報告の徴収
- (38) 個人情報の保護に関する法律第33条の規定による助言
- (39) 個人情報の保護に関する法律第34条の規定による勧告及び命令
- (40) 遺失物法第25条第1項又は同条第2項の規定による報告等の要求
- (41) 遺失物法第26条第1項又は同条第2項の規定による指示
- (42) 遺失物法施行令第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定
- (43) 遺失物法施行規則第30条第1項の規定による指定特例施設占有者の指定の取消
- (44) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の規定による審査請求に対する裁決
- (45) 前各号に掲げるもののほか、本部長が専決処理することが不相当と認められる事項（警察法に関する特例）

第3条 本部長は、警察法第60条第1項に基づく援助の要求又は応援派遣のうち、緊急かつやむを得ないと認められる場合並びに犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条第1項に基づく専門捜査員の派遣要求及び応援派遣については、前条の規定にかかわらず、公安委員会の名においてその事務を処理することができる。

（署長の事務処理）

第4条 本部長は、第2条の規定により処理することができる事務のうち定例的かつ軽易なものについて、警察本部の部長若しくは課長又は警察署長に処理させることができる。

（報告）

第5条 本部長は、この規程に基づき処理した事務について、特に公安委員会において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜、公安委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

（委任）

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項については、本部長が定めることができる。

附 則（省略）